



# 管理組合役員賠償責任・ 対応費用補償特約のご案内

さまざまな住人の方が共同で生活するマンションにおいては、予期せぬトラブルがきっかけで、管理組合の役員の皆さまが住人の方や管理組合などから訴訟を提起される可能性があります。「管理組合役員賠償責任・対応費用補償特約」では、損害賠償金のみならず弁護士費用なども補償！また、住人の方が管理規約等に違反したことによるトラブルについて、管理組合が支出する弁護士相談・ADR(裁判外紛争解決制度)等の費用も補償します。役員の皆さまを予期せぬトラブルからお守りします。

総会で、議案の決議をめぐる言い争いになり、理事が住人から名誉棄損として慰謝料を請求された。



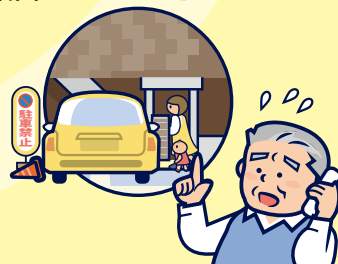
管理費を支出した際、その金額が多大であるとして、理事長が住人からその一部を返還するように請求された。



副理事長が組合員名簿を誤って漏えいさせてしまい、プライバシーを侵害されたとして住人から訴訟を起こされた。



管理規約に違反して駐車する住人に対して再三忠告したが応じないことから、「マンション紛争解決センター®」に相談した。



※「マンション紛争解決センター®」は、(一社)日本マンション管理士会連合会の登録商標です。

## 被保険者(補償の対象となる方)

- ・マンション管理組合の役員または役員であった皆さま(理事長、副理事長、理事、監事 等)
- ・マンション管理組合

## 保険金をお支払いする場合

マンション管理組合またはその役員が管理規約およびその他の細則等に規定する業務に係る行為に起因して、損害賠償請求を受けたことによって負担する法律上の損害賠償金、弁護士費用、法律相談費用、初期解決費用等の損害や情報漏えい対応費用および居住者が管理規約等に違反したことによるトラブル等が発生した際に管理組合が負担する弁護士相談等費用を補償します。

### 支払限度額

- ①損害賠償金の額および争訟費用
  - ②初期解決費用(1回の事故につき10万円が限度)
  - ③情報漏えい対応費用(1被害者ごとに500円かつ保険期間\*を通じて100万円が限度)
  - ④弁護士相談等費用(1紛争につき30万円が限度(自己負担額1万円))
- ただし、①～④合計で保険期間\*を通じて500万円が限度

\*保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと

弊社が提携する日本マンション管理士会連合会が実施する「マンション紛争解決センター®」などのADR(裁判外紛争解決制度)費用も補償します!

マンション紛争解決センター®のご案内



### + 表面の例に加えて...

例

・管理費滞納者に手紙で督促するのみで、支払督促の申立て等を行わなかったため管理費債権が時効になったのは理事長の職務怠慢であるとして、損害賠償請求を受けた。

・区分所有者から損害賠償請求されるおそれがある状況が判明し、訴訟とならないよう弁護士相談費用を支出したり、お詫びの品を購入したなどの初期解決費用を負担した。

・理事が組合員名簿を誤って漏えいさせてしまい、お詫びのための見舞金としてクオカードを渡した。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体の障害(疾病または死亡を含みます。)に起因する損害賠償請求または紛争
- 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に起因する損害賠償請求または紛争
- 特許権、著作権または商標権等の知的財産権その他の権利侵害に起因する損害賠償請求
- 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求が行われるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- 人格権侵害に関する紛争

など

例

・総会で、議案の決議をめぐる言い争いになり、理事が住人を殴ってしまった。けがをさせてしまい治療費の請求を受けた。

・理事長が管理費を私的に流用し飲食に充てていたことが発覚し、住人から返還するよう請求された。

## 特約保険料(保険期間1年、一時払の場合)

総戸室数	30戸	60戸	100戸	150戸	200戸
保険料	5,000円	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円

## 事故が発生した場合について

\*万一事故が発生した場合、損害賠償請求の内容等を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

\*損害賠償請求の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますので十分ご注意ください。

●このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、「マンションドクター火災保険」パンフレットをご参照ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社にご照会ください。

## 日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)  
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]  
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474

\*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。